

参考資料

市の沿革	参-1
上位計画、関連計画	参-5
都市計画の概要	参-7
1 都市計画マスタープラン	
2 区域区分	
3 地域地区	
4 都市施設	
5 市街地開発事業	
6 地区計画等	
市の現況	参-12
1 人口	
2 分野別まちづくりに係るデータ	
協働のまちづくりを支える制度	参-17
1 まちづくりの支援事業	
2 市民発意のまちづくり制度	
3 進捗状況を測る主な指標	
用語集	参-20
都市計画マスタープラン改定の経緯	参-26
1 改定経緯	
2 市民・事業者アンケート	
3 未来のあまがさき絵画・作文の募集	
4 都市計画シンポジウム	
5 説明会の開催と意見募集	
6 都市計画マスタープラン見直し検討委員会委員名簿	
7 都市計画審議会への諮問	
8 都市計画審議会からの答申	

市の沿革

(本編対応ページ P10)

市制初期

- 明治 7 年(1874 年) 大阪神戸間に鉄道が開通し、神崎駅(現JR尼崎駅)が設置されました。
- 明治 22 年(1889 年) 町村制実施により、尼崎町、小田村、立花村、園田村、大庄村及び武庫村の 1 町 5 村が発足しました。
- 明治 38 年(1889 年) 阪神電鉄大阪神戸間が開通しました。
- 大正 5 年(1916 年) 尼崎町が立花村の西難波、東難波と合併し、人口約 3 万 4 千人の尼崎市が誕生しました。
- 大正 9 年(1920 年) 阪急電鉄神戸線、伊丹線が開業しました。
- 大正 12 年(1923 年) 都市計画法実施都市に指定され、翌年、計画圏域をほぼ当時の市域に設定しました。その後、昭和 11 年(1936 年)に小田村と、昭和 17 年(1942 年)に大庄、立花、武庫の 3 村と、昭和 22 年(1947 年)には園田村と合併し、ほぼ現在の市域になりました。
- 昭和 2 年(1927 年) 阪神国道(現国道 2 号)と国道電車が開通し、昭和 7 年(1932 年)に尼崎宝塚線、昭和 8 年(1933 年)には尼崎伊丹線が開通しました。
- 昭和 5 年(1930 年) 尼崎市と大庄村の海岸一帯の埋立により港を整備し始め、南部臨海工業地帯に発展する基礎を固めました。
- 昭和 9 年(1934 年) 阪神間を直撃した室戸台風は、南部一帯に高潮による大きな被害を及ぼしました。この災害復旧を契機として、土地区画整理事業と同時に街路事業や運河事業を行い、産業基盤を整備しました。



明治期中在家町付近の景観



大正期の現東難波町付近の景観

戦後

第 2 次世界大戦により本市も大きな被害を受けましたが、戦災復興土地区画整理事業を実施するなど、都市基盤の再生に向け、復興計画に着手しました。

- 昭和 25 年(1950 年) ジェーン台風の襲来により、市内の地盤沈下と相まって、高潮による大きな浸水被害が生じました。これを契機に、懸案であった防潮堤の建設が計画され、昭和 31 年(1956 年)に完成しました。
- 昭和 28 年(1953 年) 内陸部の浸水対策として、最初の公共下水道である東部処理区の下水道事業に着手しました。



建設当初の防潮堤

昭和 30 年代

神武景気や岩戸景気に代表されるような高度成長期に入り、人口集中や産業の隆盛による都市化が急速に進展しました。この人口急増への対策として、土地区画整理事業により重点的に宅地の供給や都市基盤の整備を行い、住宅需要の増大とともに民間による木造賃貸住宅の建設が盛んに行われました。

昭和 38 年(1963 年) 広域的な基幹交通網として名神高速道路や国道 43 号が開通し、都市間相互の物流機能が向上しましたが、自動車公害も発生しました。



住宅供給が進む農地

昭和 40 年代

水質汚濁や大気汚染、地盤沈下などの公害が社会的な問題になり、環境に対する市民の意識が高まるとともに、公害防止対策を強化しました。

一方、本市の人口は昭和 46 年(1971 年)の約 55 万 4 千人をピークに減少を続け、特に南部地域では、夜間人口の減少によるインナーシティ問題が顕在化しました。

昭和 43 年(1968 年) 人口や産業の大都市集中及び無秩序な開発などの都市問題に対処するひとつの方策として、都市計画法が全面改正されました。

昭和 44 年(1969 年) 都市計画法の改正に基づき、尼崎市を含む広域的な「阪神間都市計画区域」を都市計画決定し、尼崎市都市計画審議会を設置しました。

市、県、事業者間で公害防止協定を締結し、汚染物質の削減に取り組みました。

昭和 48 年(1973 年) 第 1 次石油ショックが起こり、これまで順調に発展してきたわが国の経済情勢は急落し、都市計画事業も停滞しました。

公害防止だけでなく、自然環境の回復など、良好な環境を将来に継承するために「尼崎市民の環境をまもる条例」を制定しました。



ばい煙を排出する発電所の煙突

昭和 50 年代

経済の安定成長期に入り、市街地再開発事業、住環境整備事業、連続立体交差事業などにより市街地の整備を進めました。

経済成長の一方で、自動車公害は改善されず、国道 43 号公害訴訟や尼崎公害訴訟が提訴され、和解と各種対策の実施までには長期間を要しました。

参考資料

- 昭和 53 年(1978 年) 塚口さんさんタウンが完成しました。
- 昭和 56 年(1981 年) 大阪と神戸を結ぶ大動脈である阪神高速大阪西宮線が開通したほか、JR猪名寺駅が開業しました。
- 昭和 57 年(1982 年) 鉄道駅周辺で急増する放置自転車が交通安全上の問題となったため、自転車駐車を設置するとともに、放置自転車などによる交通阻害の解消に向けて「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」を制定しました。
- 昭和 59 年(1984 年) 人口の減少に歯止めをかけ、その定住を図りながら、都市の活力を取り戻すことが重要課題となるなかで、秩序ある都市環境の実現に向けて、良好な住環境の形成を図るため、全国に先駆けて「尼崎市住環境整備条例」を制定しました。



市街地再開発事業施行前後
(阪急塚口駅南側)

昭和 60 年から平成 9 年

地価の上昇が顕著になるなかで住環境に対する市民の意識が高まり、建築協定が結ばれるなど市民が主体となったまちづくりが積極的に進められました。

- 昭和 60 年(1985 年) 21 世紀に向けて都市の再生を図るため、「尼崎市都市美形成条例」を制定するとともに「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、長期的な都市美形成の方向を示しました。

- 昭和 63 年(1988 年) 本市において初めての地区計画となる「猪名寺駅前東地区地区計画」を都市計画決定しました。

- 平成 4 年(1992 年) 地価高騰に対応する総合的な土地政策の一環として、土地利用計画制度を充実するため、都市計画法などが改正されました。

生産緑地法が改正され、宅地の供給を促進するとともに、農地を計画的に保全するなど良好な都市環境の形成を促進するため、約 84.2ha の生産緑地地区を都市計画決定しました。

また、都市計画を進めていくうえでの基本理念・指針となる「市町村の都市計画マスタープラン」の制度が創設されました。



住環境保全に取り組む地区
(武庫之荘 3 丁目)

参考資料

- 平成 7 年(1995 年) 兵庫県南部地震により大きな被害を受け、直ちに「尼崎市震災復興計画」を策定し、被災市街地の復興を推進しました。
- 平成 8 年(1996 年) 都市計画法の改正に伴い、住居系用途地域の全面的な見直しを行いました。
- 平成 9 年(1997 年) 尼崎市都市計画マスタープランを策定しました。また、JR 東西線が開通しました。



阪神・淡路大震災の被害



阪神・淡路大震災時の避難の様子

平成 10 年以降

本市では、長引く不況などにより市税など歳入が減少する一方、義務的経費の支出が増え、大変厳しい財政状況となったため、行財政の体質改善を進めました。

- 平成 19 年(2007 年) 築地震災復興土地区画整理事業の換地処分が完了しました。
- 平成 21 年(2009 年) 中核市となりました。
- 平成 22 年(2010 年) 阪神なんば線が開通するほか、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業の換地処分が完了しました。東海岸町地先埋立地に新町名「船出」が誕生しました。
- 平成 23 年(2011 年) 尼崎臨海西部土地区画整理事業の換地処分が完了しました。
尼崎市都市美形成基本計画を見直し、景観法に基づく景観計画として、「尼崎市都市美形成計画」を策定しました。
- 平成 26 年(2014 年) 尼崎市都市計画マスタープランを改定しました。



築地改良住宅

上位計画、関連計画

計画概要	分野
<p>1 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成21年(2009年)策定) 阪神間都市計画区域の都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備等に関する方針として県が定める計画です。(都市計画法第6条の2)</p>	上位計画
<p>2 尼崎市総合計画(平成24年(2012年)策定) 市の長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための計画です。市の様々な分野における計画や事業展開の指針となるものです。</p>	
<p>3 尼崎市商業立地ガイドライン(平成25年(2013年)改定) 計画的なまちづくりを進める商業立地の指針として、平成16年(2004年)に策定したものです。その内容は、市域をゾーニングし、まちづくりと商業機能の方向性を示すとともに、都市構造や地域環境に与える影響が大きい大型商業施設について、規制・誘導の考え方を示したものです。</p>	
<p>4 内陸部工業地の土地利用誘導指針(平成19年(2007年)策定) 具体的な都市計画を定める際の基本的な考え方として、工業地域及び準工業地域内における土地利用の誘導方向などを示しています。</p>	土地利用
<p>5 尼崎市住宅マスタープラン(平成23年(2011年)改定) 尼崎市における住宅政策の基本方向を示すとともに、市民・事業者・行政など本市の住まい・まちづくりに関わる様々な主体が共有すべき指針として、位置づけられたものです。</p>	
<p>6 尼崎市都市計画道路整備プログラム(平成21年(2009年)改訂) 都市計画道路の事業着手時期をあらかじめ明らかにすることにより、関係権利者の計画的な土地利用、事業着手に至る意思形成過程の透明性の向上など、より計画的かつ効率的な事業実施を図るためのものです。</p>	都市交通
<p>7 緑の基本計画(平成11年(1999年)策定) 市域の緑の保全・創出に関する総合的な計画として、都市緑地法に定められた計画です。</p>	土地利用
<p>8 尼崎市環境基本計画(平成26年(2014年)改定) 尼崎市の環境をまもる条例第6条第1項に基づき、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。</p>	都市環境
<p>9 第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画(平成23年(2011年)策定) 市の温室効果ガスの排出実態を踏まえながら市民・事業者・行政の各主体が役割を適切に分担し、地域での地球温暖化対策をより一層推進するために策定し、長期目標として、2050年時点での二酸化炭素排出量を1990年比80%以上削減することなどを定めています。</p>	
<p>10 尼崎市一般廃棄物処理基本計画(平成23年(2011年)改定) ごみの収集、運搬、処理について適正に行うことやごみの減量、リサイクルへの取組を定めた計画です。市民1人1日あたりの「燃やすごみ」排出量を平成21年(2009年)度より40g減らすなどの目標を定めています。</p>	

計画名称	分野
<p>11 尼崎21世紀の森構想(兵庫県)(平成14年(2002年)策定)</p> <p>高度経済成長期の公害問題や産業構造の変化に伴って失われた臨海地域の自然をよみがえらせ、魅力と活力のあるまちに再生していくため、ゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生のまちづくりをめざす都市再生プランとして、兵庫県が策定しました。</p>	<p>都市環境</p>
<p>12 自然と文化の森構想(平成14年(2002年)策定)</p> <p>猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺部において、豊かな自然環境やうるおいのある水辺空間、のどかな田園風景、伝統や歴史などをもう一度見直し、それらをみんなの財産として捉え、守り、活用しながら、市民が誇りに思い、多くの人が憩い、楽しみ、学ぶことのできる地域にするための考え方や進め方を示しています。</p>	
<p>13 尼崎市下水道中期ビジョン(平成24年(2012年)策定)</p> <p>下水道事業を効率的、効果的に進めていくために、下水道施設の今後の整備にあたっての基本的な考え方(方針)及び主要施策の取組の方向性などを示したものです。</p>	<p>都市防災</p>
<p>14 尼崎市都市美形成計画(平成23年(2011年)策定)</p> <p>本市の都市美形成に関する基本目標と考え方を示し、良好な都市美形成に関する方針と誘導基準などを明らかにしたもので、景観法に基づく景観計画です。</p>	<p>都市景観</p>
<p>15 尼崎市地域防災計画(平成25年(2013年)修正)</p> <p>市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧などに関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関などが行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的としています。</p>	<p>都市防災</p>
<p>16 尼崎市密集市街地整備・改善方針(平成17年(2005年)策定)</p> <p>着実に密集市街地の効率的・効果的な整備及び改善を進めていくための基本方針を定めたものです。</p>	

都市計画の概要

1 都市計画マスタープラン

平成4年(1992年)の都市計画法改正により、市町村が住民の意見を反映させながら、きめ細かくかつ総合的に定めるため、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の制度が創設され、尼崎市では平成9年(1997年)5月に当初の計画を策定しました。

都市計画法(抜粋)

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2 区域区分

都市計画区域は、市街地を形成している市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分しており、本市では、武庫川や猪名川などの河川敷及び地先公有水面を市街化調整区域に定めている以外は、市街化区域に指定しています。また、市街化調整区域のうちフェニックス埋立地については、埋め立て事業が完了し計画的な市街地の整備が確実となった時点において市街化区域に編入する特定保留区域に指定しています。

3 地域地区

用途地域

用途地域は建築物の用途、大きさなどについて制限を行うことで土地利用に計画性を持たせ、住宅地・商業地・工業地のむやみな混在を防ぎ、秩序あるまちづくりを行うために定めています。

本市では、大正13年(1924年)に、旧都市計画法により尼崎市都市計画区域として約4,796haを決定し、昭和6年(1931年)に用途地域の指定が行われました。指定面積は約2,165haで、このうち工業地域が指定面積の約65%を占め、工業都市としての性格が強くなっています。昭和17年(1942年)には臨海地区の約503.5haを工業専用地区に指定し工業の発展に寄与しました。しかし、昭和21年(1946年)に戦災復興計画がたてられ、用途地域の大規模な見直しが行われました。その後、昭和48年(1973年)には新都市計画法に基づく用途地域の指定が行われ、昭和58年(1983年)には良好な住環境の確保と商業地の適正配置、工業地域の集約化と専用化のため大幅な見直しを行いました。平成8年(1996年)の都市計画法の改正による住居系用途地域の細分化に伴う見直しにより、現在の11区分となり現在に至っています。平成26年(2014年)3月現在の用途地域の面積比率は、住居専用地域約33%、工業系地域約37%、その他地域約30%となっています。

特別用途地区

地区の特性に応じて、特定の用途の保全や規制を行うことを目的として、用途地域を補完するものとして定めます。

平成 16 年(2004 年)の「都心・商業業務特別用途地区」をはじめ、これまでに「中央・三和商店街特別用途地区」、「工業保全型特別工業地区」、「住工共存型特別工業地区」を定めています。

防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防除することを目的に定めます。

本市では、昭和 23 年(1948 年)から昭和 31 年(1956 年)にかけて阪神尼崎駅など駅前で木造住宅が密集した地域や国道 2 号などの主要幹線道路沿道を防火地域・準防火地域に指定しました。昭和 40 年(1965 年)には延焼拡大防止のため、市域全域を建築基準法第 22 条区域に指定しました。更に、昭和 60 年(1985 年)には、木造住宅が密集している地区が多いことも考慮し、住居系、商業系用途地域に対する大幅な準防火地域の指定拡大を行い、現在の指定面積は市街化区域の約 70%となる約 3,241ha に増加しています。今後とも用途地域の見直しに併せ定めます。

高度地区

住居系用途地域内における北側の敷地への日照や通風の確保、建築物による圧迫感の軽減のため、昭和 63 年(1988 年)に建築物の最高高さを規制する高度地区(第 2・3 種)を定め、更に、平成 17 年(2006 年)には中高層住宅建設による近隣トラブルを未然に防止するために、専用住宅地に建築物の絶対高さを導入しました。

また、工業系用途地域の一部に、住宅と工場が共存するための特別用途地区とともに建築物の高さを住居系用途地域と同様に規制する高度地区(第 5 種)を定めました。

また、国道 2 号沿道には、避難路としての延焼遮断を目的に、防火地域の指定とともに建築物の最低高さを規定する高度地区(第 4 種)を定めています。

その他の地域地区

その他に次のような地域地区を定めています。

高度利用地区 小規模な建物の建築を抑制し、有効な空地を確保することで土地の有効活用を図るため、主に市街地再開発事業の区域を対象に定めています。

生産緑地地区 都市内農地を計画的に保全するために定め、地区内では建築などが制限されますが税制面での優遇があり営農しやすくなります。

4 都市施設

都市計画道路

都市計画道路は、都市における良好な市街地の形成を図るとともに、自動車・歩行者などが安全かつ円滑に通行できるよう交通機能を確保する役割があります。また、災害時における避難路や緊急物資輸送路、上下水道などの収容、緑化や沿道環境の保全などの多様な役割も担っています。

平成 26 年(2014 年)3 月現在、本市では自動車専用道路をはじめ、幹線街路や区画街路など計 139 路線、延長約 171km を定めています。

都市計画公園・緑地

公園緑地は、住民の休息、鑑賞、散歩、レクリエーション利用だけでなく、都市の景観の向上や大気の浄化、ヒートアイランド現象の抑制機能などがあり、また、大震災などの災害時には避難場所や救援活動の拠点にな

るなど多様な役割を担うものです。

平成 26 年(2014 年) 3 月現在、計 216 ヶ所、約 343ha を定めています。

下水道

下水道は、都市環境を改善し、公衆衛生の向上に寄与するとともに、浸水の防除や河川、海域などの水質の保全を目的とした施設で、大きく分けて公共下水道、流域下水道、都市下水路があります。

本市は市域の約 3 分の 1 がゼロメートル地帯となっているため、常に浸水の危険にさらされてきました。高潮対策として海岸線に防潮堤を建設し、内陸部の浸水対策として昭和 28 年(1953 年)から下水道の整備に取り組んできました。尼崎市の下水道は、市域を 5 処理区に分け、処理面積約 4,055ha、管きょ総延長約 1,068km を定め、主に合流式で整備しています。

その他の都市施設

その他に駅前広場、駐車場、ごみ焼却場、市場、火葬場などの都市施設を定めています。

5 市街地開発事業

土地区画整理事業

道路、公園緑地などの都市施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資することを目的とした事業です。

昭和 10 年(1935 年)の大庄地区の災害復旧をはじめ、これまでに 20 地区、約 1,977ha を対象に定めています。このほか、都市計画決定をしていない事業を合わせると 59 地区、約 2,669ha で実施されています。

市街地再開発事業

低層の木造建築物が密集し、都市施設の不足などにより生活環境が悪化した市街地において、公園緑地や駅前広場、道路などの都市施設の整備と十分なオープンスペースの確保を一体的、総合的に行い、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適なまちにする事業です。

昭和 46 年(1971 年)の潮江第一地区をはじめ、これまでに 10 地区、約 16ha を対象に定めています。

6 地区計画等

地区計画等は、地区の特性に応じた土地の使い方や建築物の建て方、道路、公園緑地の配置などのルールを定める地区レベルのきめ細かなまちづくりが実現できる制度です。

昭和 63 年(1988 年)の猪名寺駅前東地区をはじめ、これまでに 27 地区、約 246.3ha を定めています。

参考資料

都市計画決定一覧

〔平成26年(2014年)3月現在〕
〔数値についてはすべて約値〕

名 称	数 量	備 考	
都市計画区域	行政区域の全域		
市街化区域	4,670 ha		
市街化調整区域	市街化区域以外の行政区域すべて		
国土地理院公表市域面積:5,026ha			
地域地区			
用途地域	4,670 ha	構成比	
内 訳	第一種低層住居専用地域	88 ha	2%
	第二種低層住居専用地域	0 ha	0%
	第一種中高層住居専用地域	1,183 ha	25%
	第二種中高層住居専用地域	284 ha	6%
	第一種住居地域	877 ha	19%
	第二種住居地域	163 ha	3%
	準住居地域	116 ha	2%
	近隣商業地域	187 ha	4%
	商業地域	87 ha	2%
	準工業地域	398 ha	9%
	工業地域	545 ha	12%
	工業専用地域	742 ha	16%
	特別用途地区	152.5 ha	5地区
高度地区	2,736 ha		
内 訳	第1種高度地区	88 ha	第1種低層住居専用地域
	第2種高度地区	1,437 ha	第1種・第2種中高層住居専用地域
	第2種18m高度地区	31 ha	
	第3種高度地区	1,029 ha	第1種・第2種住居地域(容積率200%)
	第4種高度地区	56 ha	国道2号沿道の一部
第5種高度地区	95 ha	住工共存型特別工業地区に定めている地域	
防火地域及び準防火地域		3,241 ha	
内 訳	防火地域	157 ha	
	準防火地域	3,084 ha	

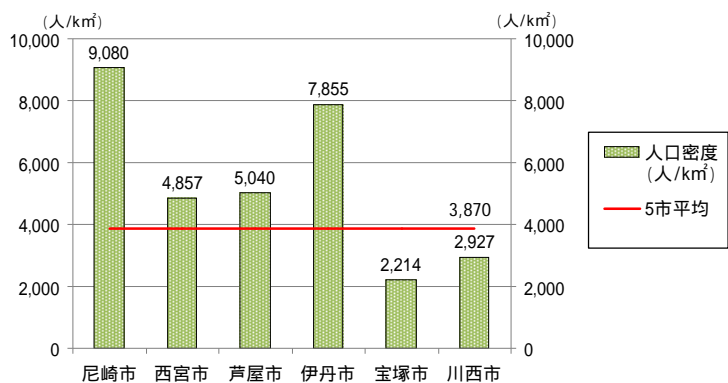
名 称	数 量	備 考
高度利用地区	20.3 ha	7地区
駐車場整備地区	85.0 ha	1地区
臨 港 地 区	105.6 ha	5地区
生産緑地地区	79.7 ha	537地区
都市施設		
道 路	170.5 km	139路線
都市高速鉄道	7.14 km	2路線
駅 前 広 場	61,700 m ²	13箇所
駐 車 場	2.43 ha	12箇所 (うち自転車11箇所)
公 園	175.8 ha	206箇所
緑 地	166.6 ha	10箇所
下 水 道	4,055 ha	
汚 物 処 理 場	2.3 ha	1箇所
ごみ焼却場	6.7 ha	3箇所
ごみ焼却場	6.7 ha	3箇所
河 川	1.1 km	久々知川 幅員16.8m
運 河	6.4 km	8線
市 場	6.6 ha	1箇所
火 葬 場	0.4 ha	1箇所
一団地の住宅施設	42 ha	3箇所
防 火 水 槽	205 m ²	11箇所 446m ³
市街地開発事業 ()内は事業認可		
土地区画整理事業	1977.2 (2,668.5) ha	20地区 (59地区)
市街地再開発事業	16.1 ha	10地区
地区計画等	257.2 ha	27地区

市の現況

1 人口

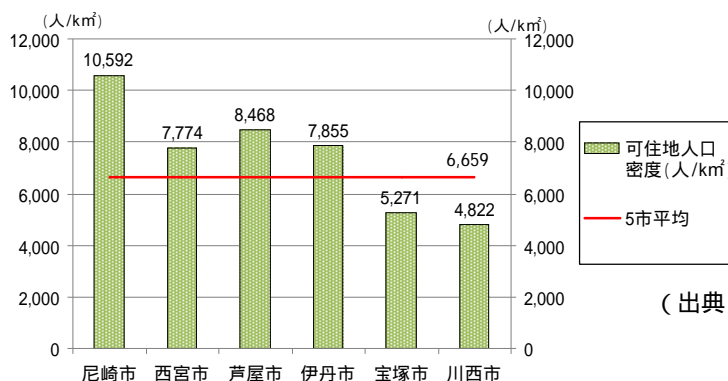
(本編対応ページ P11)

阪神間6市人口密度の比較



平成22年(2010年)の人口密度は約9,100人/km²と、阪神間の5市(西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西)の平均約3,900人/km²と比べ、非常に高くなっています。また、可住地人口密度^{*1}で見ても、本市は約10,600人/km²であり、阪神間の5市の平均約6,700人/km²と比べ高くなっています。

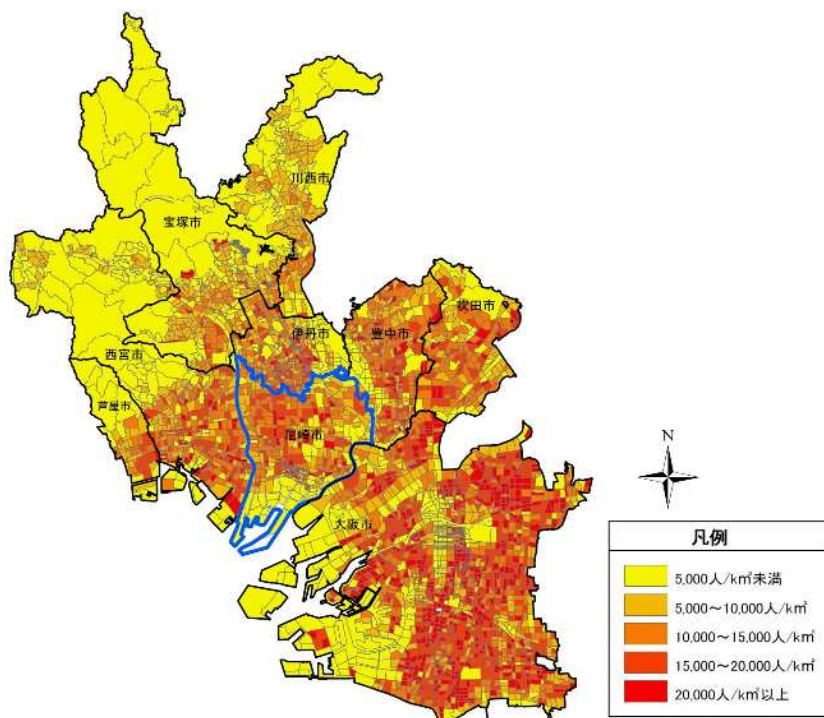
阪神間6市可住地人口密度^{*1}の比較



*1 可住地人口密度…市域面積から工業専用地域と林野、主要湖沼面積を引いた面積に対する人口の割合

(出典：平成22年(2010年)国勢調査、統計局「統計で見る市区町村のすがた2013」)

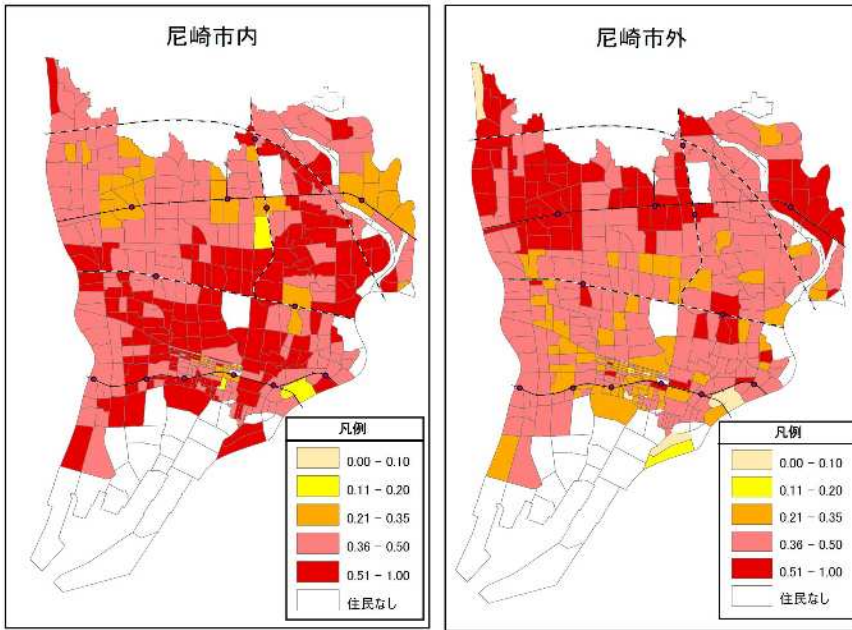
近隣市の町丁目別人口密度



(出典：平成22年(2010年)国勢調査)

参考資料

(本編対応ページ P12) 市内常住者の町丁目別勤務地割合



阪急沿線以北や各駅前の地域で、市外で勤務する人の割合が高く、市内で働く人の割合が多いのは、JR沿線及び以南の地域となっています。

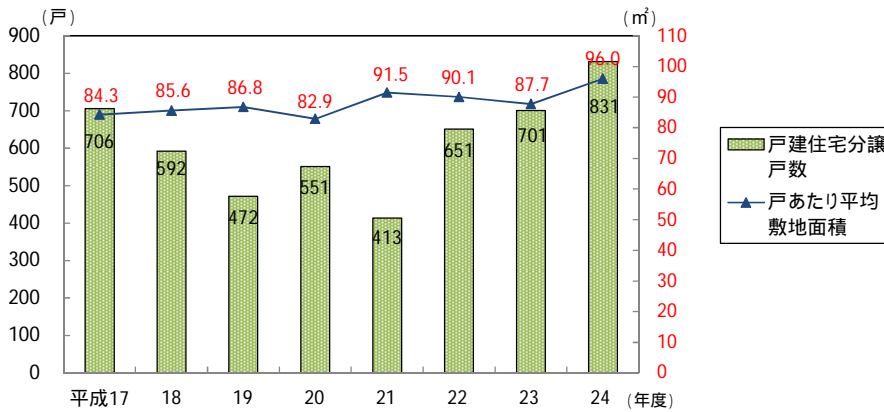
(出典：平成22年(2010年)国勢調査)

2 分野別まちづくりに係るデータ

土地利用

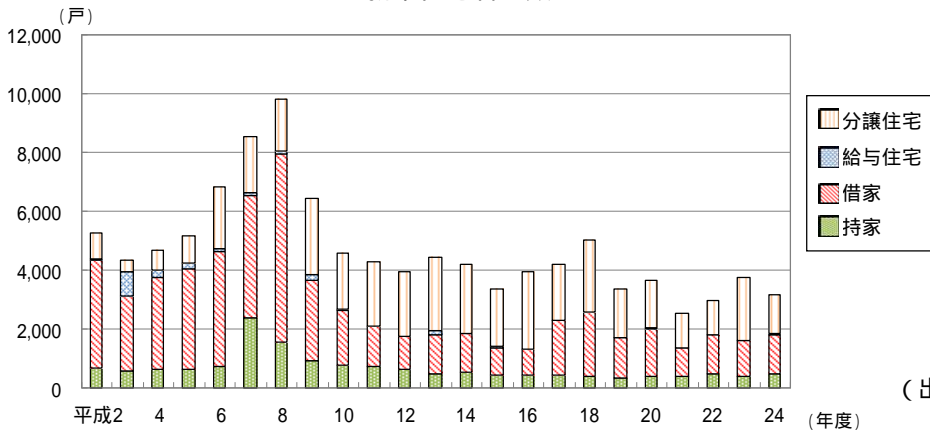
(本編対応ページ P29)

戸建住宅分譲事業における平均敷地面積の推移



戸建住宅分譲事業の平均敷地面積はやや増加傾向にあります。

新築住宅着工数

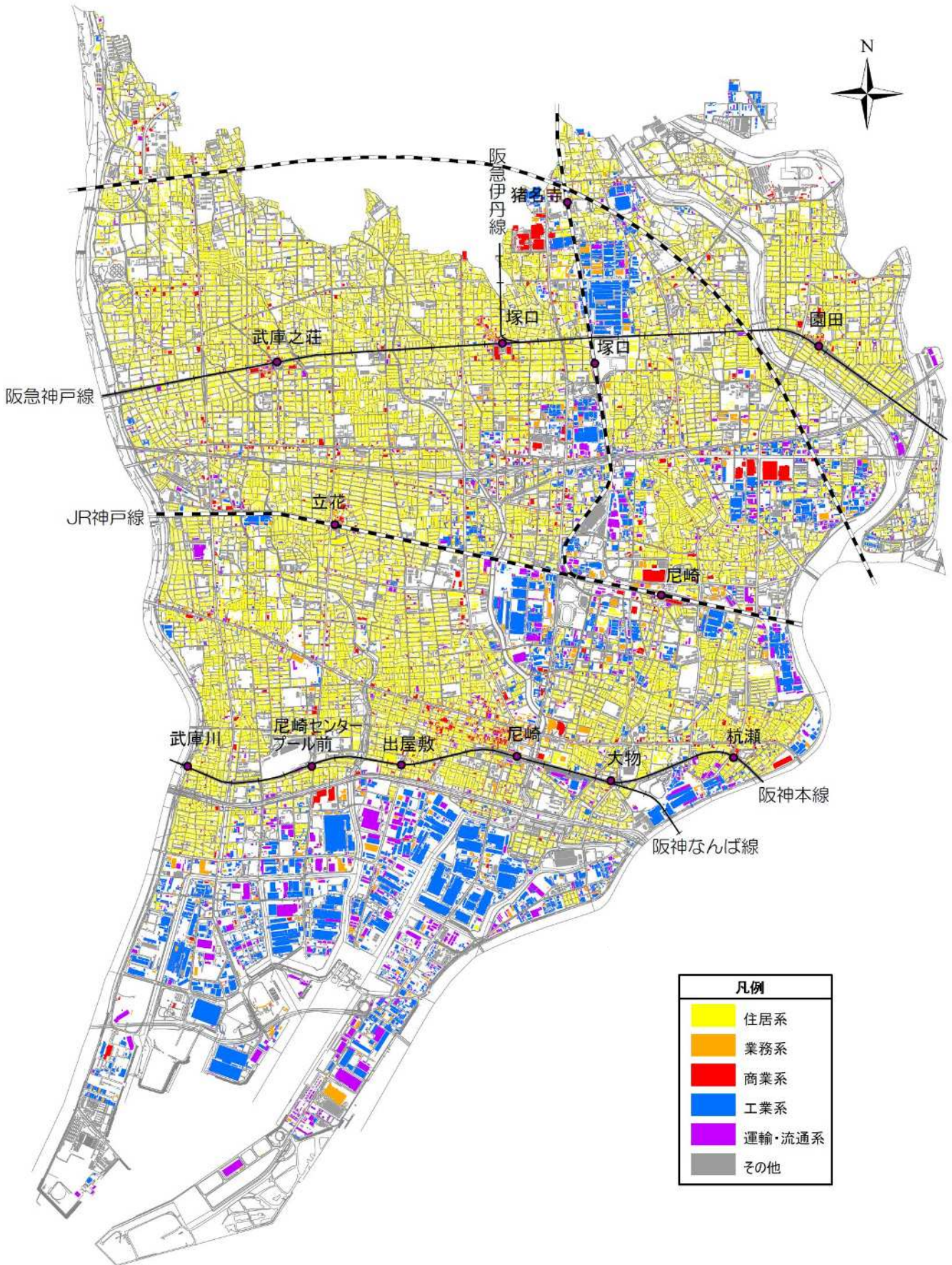


新築住宅の着工件数は、阪神・淡路大震災の翌年をピークに減少傾向にあります。

(出典：兵庫県新設住宅着工統計)

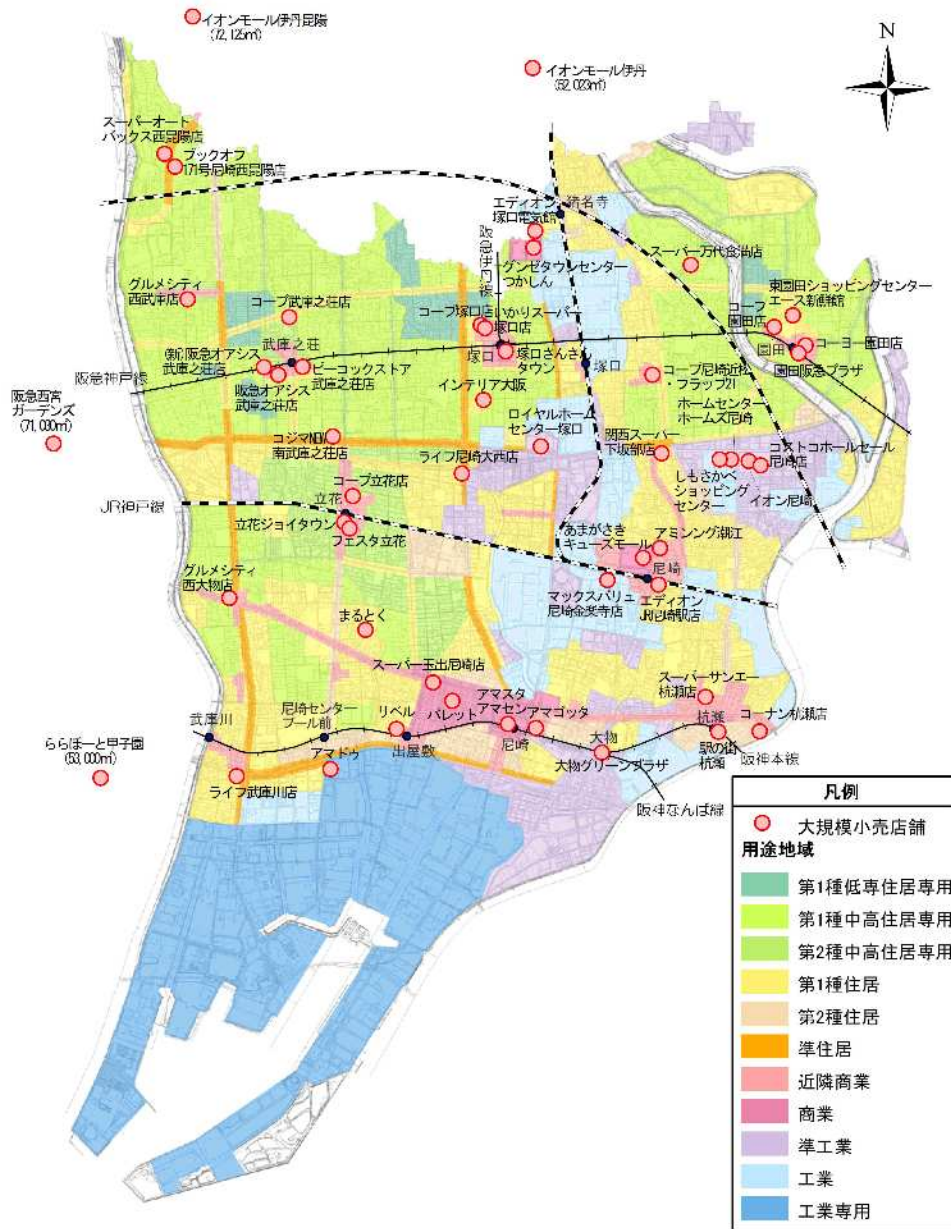
参考資料

(本編対応ページ P29～) 建物用途別現況図(平成25年(2013年)1月1日現在)



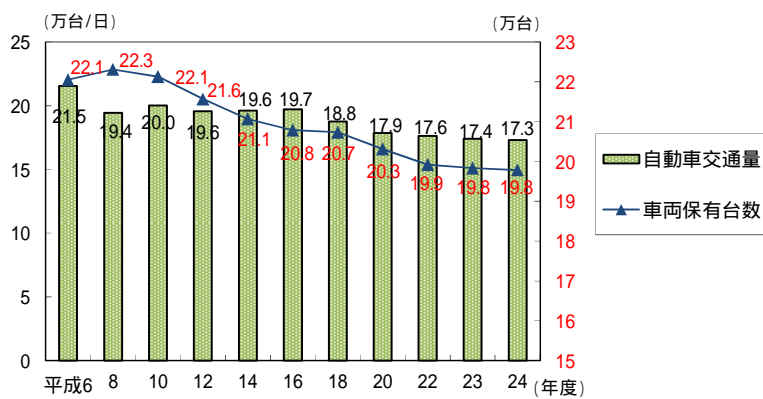
参考資料

(本編対応ページ P30, 31) 大規模小売店舗分布状況(平成25年(2013年)11月現在)



都市交通

(本編対応ページ P41) 主要幹線道路自動車交通量、車両保有台数推移

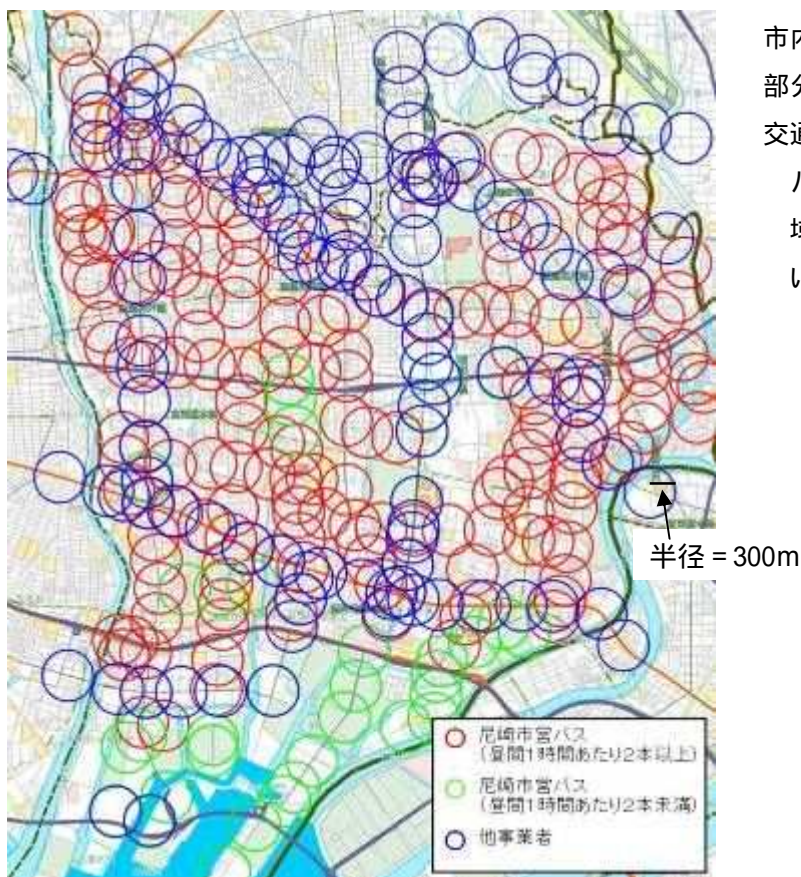


(出典：尼崎市統計書)

参考資料

(本編対応ページ P39)

バス停勢圏 (平成 23 年 (2011 年))



市内の各バス停の勢圏を描くと、市域の大部分をカバーする状況となっており、バス交通の利便性が高いと言えます。

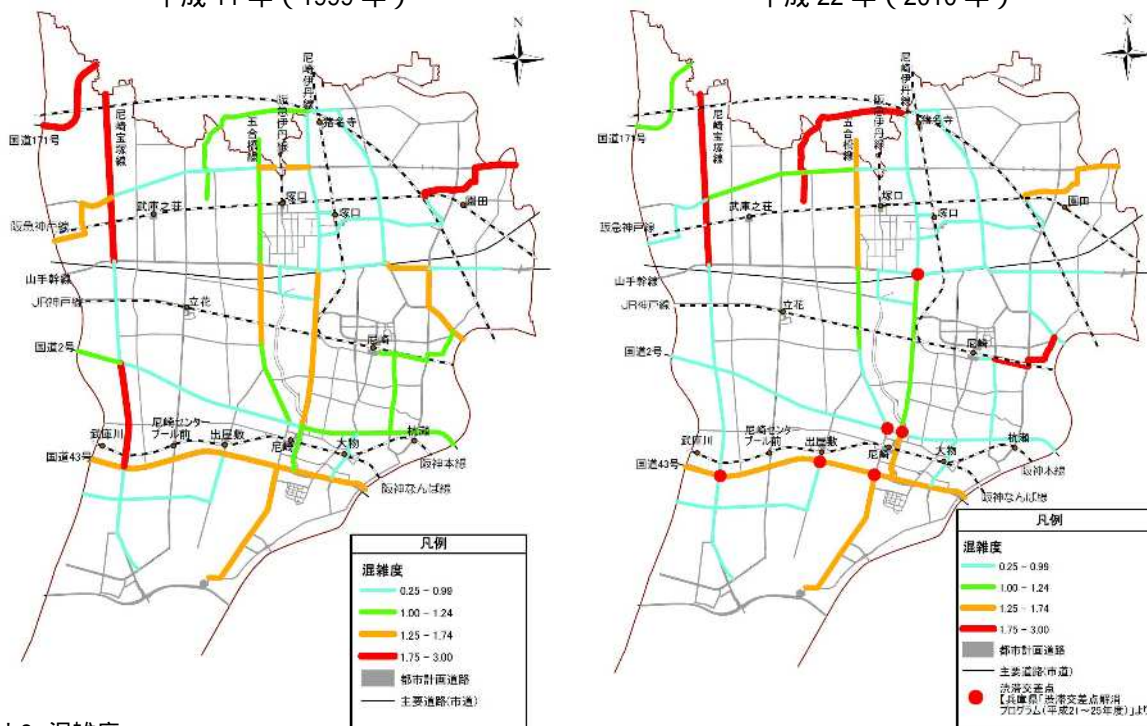
バス停勢圏・・・各バス停からの利用圏域を示したもので、300m として設定しています。

(本編対応ページ P42)

国道・県道の混雑度*2の推移

平成 11 年 (1999 年)

平成 22 年 (2010 年)



*2 混雑度・・・

”交通量 / 交通容量”で求められ、道路の平均的な混み具合をある区間ごとに指標化したものです。混雑度が 1.0 未満は混雑がない状態を示し、混雑度が 1.5 以上になると慢性的に混雑している状態を示します。

(出典：道路交通センサス)

協働のまちづくりを支える制度

(本編対応ページ P82)

1 まちづくりの支援事業

本市における市民活動支援の主な取組は次のとおりです。

まちづくり協議会への支援

まちづくり協議会(地区計画等の検討を目的とした組織・団体)については、次のような支援メニューがあります。

- ・ 活動費助成(計画の作成に係る経費、広報・パンフレット作成に係る経費など)
- ・ 専門家派遣(計画などの作成に対する専門的、技術的な支援)

提案型協働事業制度

地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、市民団体からの提案をもとに、市民・行政の協働事業をモデル的に実施する制度です。

あまがさきチャレンジまちづくり事業

市民活動団体が実施する公益的な事業について、事業経費を補助する制度です。「地域コミュニティ活動支援事業」と「あまらぶチャレンジ事業」の2種類があります。

- 1 地域コミュニティ活動支援事業

- ・ 地域の連帯を深めることで、快適で住みよい地域社会の形成をめざします。
- ・ 地区内(中央・小田・大庄・立花・武庫・園田のいずれか)で行う事業が対象です。

- 2 あまらぶチャレンジ事業

- ・ 特定の地域にとどまらない広域的な社会課題の解決をめざします。
- ・ 全市又は市内6地区(中央・小田・大庄・立花・武庫・園田)の2つ以上の地区にまたがって行う事業が対象です。

市民の交流の場づくり

まちづくりは個人でできることから始めるというのが基本ですが、それぞれの力が合わさればもっと大きな動きにつなげていくことができます。そのため、そういった活動主体が交流する場づくりが市内でも生まれています。

- 1 プラットフォーム

- ・ 市民と行政の協働により策定された「自然と文化の森構想」の実現に向け、様々な主体がまちづくりに取り組んでいる中、「誰もが気軽に参加できる話し合いの場」として、毎月第3火曜日に「プラットフォーム」を開催しています。

- 2 まちづくり井戸端会議

- ・ 地域活動グループやまちづくりに関心のある人の交流の場として毎月第1火曜日に開催。
- ・ わいわいガヤガヤ、気楽な話し合いを通じて、ネットワークや仲間づくりなど、新しい関係や活動が生まれ、小田地区の活発な地域活動、市民活動につながることを目的に実施しています。

その他のまちづくりに対する支援

建築物の共同化計画などに対する支援や、その他緑化に係る助成などがあります。

2 市民発意のまちづくり制度

都市計画提案制度

都市計画提案制度は、土地所有者などやまちづくり団体、NPO などが一定規模以上の土地について、都市計画に関する法令上の基準に適合すること及び土地所有者などの一定の同意を得ることにより、都市計画の決定や変更をすることを行政に対して提案できる制度です。

都市計画の提案制度は、まちづくりや都市計画に対する市民などの関心を高め、主体的かつ積極的なまちづくりへの参加を促すなど、協働のまちづくりにおいて重要な役割を担います。

地区計画制度

地区計画制度は、市民の意見を反映しながらそれぞれの地区の特性に応じた土地の使い方や建築物の建て方、道路、公園緑地の配置などのルールを定める地区レベルのきめ細かなまちづくりが実現できる制度です。

建築物の用途制限や最低敷地面積、壁面の位置などを設定することが可能で、住環境の保全や防災性の向上など地区の課題に応じたまちづくりに取り組むことができます。

建築協定・景観協定・緑地協定

協定制度は関係権利者全員の合意により、建築物の構造や用途、デザイン、緑地の保全や緑化の推進についての基準を定め、地域で緑豊かな環境やまちなみを守り、育てていく制度です。

(参考)市内で活動しているまちづくり団体の例

団体名	設立時期	活動内容・活動場所
NPO 尼崎21世紀の森	平成 17 年 (2005 年) 認証	「尼崎21世紀の森構想」の実現に向け、地域の市民、各種団体、企業などと協力、連携しながら、環境の回復・創造、にぎわいの創出や森を活かした産業活性化支援の取組を行うとともにその取組を広く発信している。
自然と文化の森協会	平成 14 年 (2002 年)	「自然と文化の森構想」の理念に基づき活動。 緑：猪名川自然林再生に向け保全・管理作業 / 水辺：猪名川、藻川での親子のふれあい活動 / 農：農地を借りて田能の里芋を栽培 / 歴史：歴史ウォッチング / 交流：他団体と共同で水辺まつり、猪名川クリーン作戦などを実施 / キッズクラブ：小、中学生を対象に自然とふれあう体験活動を実施
南武庫之荘第一まちづくり協議会	平成 18 年 (2006 年)	良好な環境を守り、つくり、育てることを目的に、地域のまちづくり構想を定め、美化活動や公園の自主的点検、生活マナーや建築などのルールづくりなどの取組を進めている。
むこっ子ロード整備実行委員会	平成 17 年 (2005 年)	武庫小・中学校・幼稚園にある道路をむこっ子ロードと称し、花を育てたり川を美しくし、地域住民の語らいの居場所づくりをしている。
尼崎花のまち委員会	平成 8 年 (1996 年)	市民自らの手でまちを花で飾り、美しいまちなみ景観の向上により尼崎をイメージアップするため、公園、道路、駅前などで多くの人の目を楽しませることができる花壇スペースを見つけ、花づくり運動を進めている。
花のまち尼崎チューリップ運動推進会議	平成 12 年 (2000 年)	栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップを、市民・事業者・行政が身近な場所に咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信するために、運動の普及、啓発に取り組んでいる。
髭の渡し花咲き会	平成 15 年 (2003 年)	阪神・淡路大震災以降、不法耕作やごみの不法投棄などが続き、見苦しい状態にあった髭の渡し付近の武庫川河川敷において、地元住民が中心となり多くのボランティアにより花づくりを行っている。現在では、7 区画のコスモス畑が広がり、阪神間の秋の花の名所として定着している。
西武庫公園ホタルの会	平成 12 年 (2000 年)	西武庫公園周辺の農業水路に多く生息する「尼っこホタル」を絶やさないう、自然環境を保持し次世代へ引き継ぐことを目的に守り育てる活動をしている。水路の清掃、水質検査、植物調査、ホタル観賞会などを行っている。

参考資料

団体名	設立時期	活動内容・活動場所
あまけん	平成 13 年 (2001 年)	大学生、研究者、コンサルタント、行政・地域住民といったジャンルを超えた人たちが、尼崎南部地域の再生というテーマのもとに集まり、日夜、議論や情報交換を行っている。開設以来、人・ものの再評価に関する調査を通じて、特に尼崎南部地域にある「まちづくりの種(シーズ)」を発掘し、これらを活性化へとつなげていきたいと楽しみながら考える人たちの集まりである。
戸ノ内町北地区 まちづくり協議会	平成 7 年 (1995 年)	「災害に強く、お年寄りや障がい者、若者、子どもたちが安心・快適に暮らせるまち」の実現に向けて、地区計画の立案や道路整備のためのワークショップ実施など、行政との連携を図った協働のまちづくりを推進している。
戸ノ内町南地区 まちづくり協議会	昭和 63 年 (1988 年)	住工が混在し、老朽化した木造低層住宅や零細工場が密集している地域であることから、これらの状況の改善に向けた市の住環境整備事業の推進と連携を図るとともに、道路、公園の設計、整備のためのワークショップなどを通して協働のまちづくりに取り組んでいる。
株式会社ティー・エム・オー 尼崎	平成 14 年 (2002 年)	中央・三和・出屋敷地区において、地元商業の活性化だけでなく歴史と文化を活かしたまちづくりなどに取り組んでいる。
富松城跡を活かす まちづくり委員会	平成 13 年 (2001 年)	富松城跡を保存し、まちづくりに活かす活動として、学習会、講演会、展示会や史跡周辺の清掃活動、PR 活動などを展開している。
河川愛護登録団体		河川愛護精神の高揚を図ることを目的に、平成 25 年(2013 年)現在、13 の登録団体が清掃活動などを実施している。

3 進捗状況を測る主な指標

(本編対応ページ P86)

総合計画のまちづくり基本計画における指標について、めざすまちの姿との関連付けを示したものです。

指 標	総合計画策定時の値
みんなが主役のまち	
市政に対して関心を持っている市民の割合	40.0%
提案型協働事業の応募団体の数	7 団体(平成 23 年度)
住んでみたい・ずっと住み続けたいまち	
「尼崎市の都市イメージがよくなった」と回答した市民の割合	35.4%
現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	82.8%
新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合	48.5%(平成 22 年度)
安全・安心を実感できるまち	
都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	80.5%
日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	54.3%
人口 10 万人当たりの火災死者数	1.54 人(平成 22 年)
安心して働ける、活力あるまち	
市内で、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合	80.7%
市内製造業の製造品出荷額(工業統計)	1,502,616 百万円(平成 22 年)
環境を未来につなぐまち	
身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	56.2%
市内における二酸化炭素の年間排出量	3,043 千 t/年(平成 21 年)

年次の表記がないものは、まちづくりに対する意識調査(平成24年(2012年)3月)を指します。

用語集

文中の下線部は、用語集に掲載されている言葉を表しています。

用語	説明
ア行 雨水貯留施設	集中豪雨などの雨水が下水管きょや河川に短時間に集中することを抑えるため、学校のグラウンドや公園、駐車場などを活用し、雨水を一時的に貯留する施設です。
援農ボランティア	後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者をサポートする農作業のボランティア活動です。
大阪湾フェニックス計画	近畿圏(2府4県168市町村)から発生する廃棄物の最終処分により埋立を行う計画で、このうち尼崎沖埋立処理場では、埠頭用地、港湾関連用地など計113haの土地利用を計画しています。
オープンスペース	建物が建っていない視覚的に広がりのある土地のことです。公園緑地、広場、河川、農地などがあります。
屋外広告物	看板、広告塔などで、屋外で常時もしくは一定期間表示されるものです。
カ行 街区公園	1箇所当たり0.25haを標準として、主に250mの範囲内に住む人の利用を想定した公園です。
海洋性地震(プレート境界型地震)	海のプレートが陸のプレートの下に沈み込む時、陸のプレートの先端が巻き込まれ、反発力によって跳ね返ったときにプレート境界で発生する地震です。
環境負荷	人間の活動が地球環境に与える負担のことです。
環境保全協定	法令の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者に促すため、大規模な事業所が集中して立地している地域において、地元市町の実情に基づき、県、市町及び主要事業所で結ぶ協定です。
緩衝帯	火災の延焼を防ぐために設けられた緑地などを指します。
緩衝緑地制度	操業環境と住環境双方の保全のため、工業地域内に住宅を建てる際に、敷地の境界に沿って幅6m以上かつ事業地面積の25%以上の緑地を整備すること等を定めた本市独自の制度です。尼崎市住環境整備条例で規定しています。
幹線道路	都市の骨格になる道路網を形成する道路です。そのうち主要幹線道路とは、主に都市間を連絡する道路です。
管路のループ化	管路事故などによる水道の断水や減水の状態を避けるために、輪になるように管と管をつなぎ、一部の水道管が破損しても別の経路から水を送れるようにしておくことです。
既成市街地	産業又は人口が相当程度集中し、 <u>都市施設の整備</u> や <u>土地の高度利用</u> などの市街地としての開発が既に行われている地域です。
既存ストック	整備済みの道路や公園などの都市施設や住宅などの建築物をいいます。
緊急物資輸送路	大規模な災害が発生した際に、緊急に支援物資などを円滑に輸送できるように指定された高速道路や国道、これらを連絡する幹線道路です。
近自然工法	地球環境や自然生態系に配慮した河川の護岸などの整備方法です。
近隣公園	1箇所当たりの広さが2haを標準として、主に500mの範囲内に住む人の利用を想定した公園です。
区画道路	沿道の宅地利用の機能を重視した道路です。

参考資料

用語	説明
景観計画	地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するための方針や、建築物の景観に対する規制誘導の基準などを定めた計画です。本市では「尼崎市都市美形成計画」を定めています。
建築基準法第22条区域	屋根や外壁などを燃えにくくすることで、延焼拡大を防止するためのもので、本市は全市域が指定されています。
建築協定	住宅地としての環境の維持増進などを目的に、対象となる区域の関係権利者全員の合意により建築物や構造、用途などのルールを建築基準法に基づく協定として結ぶものです。
広域防災帯	火災の延焼を防止し、避難者を炎や熱から守る避難路の確保を目的として整備される公園緑地、燃えにくい建築物から構成される道路を含めた空間で、本市では国道43号、国道171号、山手幹線、五合橋線、山陽新幹線、武庫川、猪名川、藻川が指定されています。
降雨強度	瞬間的な雨の強さのことで、降っている雨がこのままの強さで1時間降り続いた場合に相当する雨量です。
公共岸壁	船舶が係留できて人や貨物の積み降ろしができるようになっている港湾施設です。
公共建築物	国や地方公共団体などが設置し、事務などを行うために使用する建築物や、広く一般市民が利用する建築物です。(例:市役所、支所、消防署、図書館、学校など)
工場等制限法	「首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律」(1959年)と、「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」(1964年)の2つを総称したもので、都市部に設けた制限区域内に一定面積以上の工場(原則1,000m ² 以上)等の整備を制限するもので、本市の臨海工業地以外は制限区域に指定されていましたが、平成14年(2002年)に廃止されています。
公設地方卸売市場・ 中央卸売市場	公設地方卸売市場:地方公共団体などが都道府県知事の許可を受け開設する卸売市場のうち一定規模以上の卸売場の面積を有する市場です。 中央卸売市場:都道府県、人口20万人以上の市などが、農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場です。
交通結節機能	ターミナルにおいて、鉄道と鉄道あるいは鉄道と車両交通(バス、タクシー、マイカー)など、複数の交通機関と相互に連絡できる機能です。
交通広場	道路、鉄道などに接続して設けられ、主として集中する歩行者、自動車などの交通を適切に処理する広場です。交通広場のうち、鉄道駅前にある広場を一般的に駅前広場と呼びます。
交通容量	道路がどれだけの自動車を通すことができるのか、構造上有している能力です。
高度処理	通常の下水处理より高度な処理方法で、富栄養化の原因となる窒素やリンなどを除去する処理方法です。
公有水面	河、海、湖、沼その他の公共のために使われる水流または水面で、国が所有するものです。

参考資料

用語	説明
合流式(下水道)・ 分流式(下水道)	合流式下水道:汚水と雨水を同じ管きよで下水処理場まで流す下水道です。 分流式下水道:汚水と雨水を別の管きよで流し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流する下水道です。
港湾緑地	港湾区域に設置される緑地で、水際の景観整備や港で働く人、近隣住民の休息といった日常利用のほか、大規模災害発生時の避難スペース、緊急物資の一時保管などの役割をもった緑地です。
<small>こせんきょう</small> 跨線橋	鉄道をまたぐ橋です。
コミュニティ活動	地域の方々が力を合わせて課題解決などに取り組む市民活動のことで、地域のつながりや地域への愛着を育む活動を総称したものです。
コミュニティ道路	通過交通を抑制し修景を行うことで、歩行者などが安全かつ快適に通行できるように整備した道路です。
サ行 再生可能エネルギー	有限で枯渇の恐れがある化石エネルギーなどに対し、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーのことで、太陽光、風力、地熱、バイオマスなどを利用したエネルギーがあります。
最低敷地面積	ゆとりある住環境を保全するための基準で、尼崎市住環境整備条例により、用途地域ごとに戸建・長屋住宅の敷地面積の最低限度を定めています。
3R	Reduce(リデュース・減らす)、Reuse(リユース・繰り返し使う)、Recycle(リサイクル・再資源化)の頭文字からなるごみを減らすための考え方を示すもので、優先順に並んでいます。
自光式広告物	LED など自ら発光する広告物です。
持続可能	人間活動、特に文明の利器を用いた活動が、将来にわたって持続できるようにする考え方です。経済や社会など人間活動全般に用いられますが、特に環境問題やエネルギー問題について用いられます。
指定管理者	行政が期間を定めて指定する公共施設の管理を行う民間事業者です。指定管理者は施設の使用許可などの一定の権限を有します。
自転車レーン・ 自転車道	自転車レーン(自転車専用通行帯):車道の左側端に自転車専用の通行帯が設けられた道路の部分のことです。車道を通行する自転車は、このレーン(通行帯)を通行しなければなりません。 自転車道:自転車の通行の用に供するため、縁石や柵などで区画された道路の部分です。自転車道が整備された道路では、自転車は自転車道を通行しなければなりません。
市民農園・ 体験型市民農園	市民農園:農地を借りて農業者以外の方がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的とし、野菜や花を育てるための農園です。 体験型市民農園:農地所有者の指導の下、農作業を体験し、作った野菜などを購入することができる農園です。
住環境整備事業	住環境や防災面で問題を抱える地区において、道路、公園などの整備のほか、良質な住宅の建設などを総合的に行い、住環境の改善や防災性の向上を図る事業の総称です。

参考資料

用語	説明
(尼崎市)住環境整備条例	良好な住環境の形成のため、民間開発の事前協議、紛争の防止、大規模開発事業の構想段階での届出制度などの手続き、地区計画策定時の市民参加の手続き、住宅の最低敷地面積など住環境の向上に必要な事項を定めた条例です。
住宅市街地総合整備事業	既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善などを図るため、住宅や都市施設の整備などを総合的に行う事業です。
住宅地区改良事業	不良住宅の密集などにより、住環境に課題がある地区において、生活道路、児童遊園などの公共施設を整備し、従前居住者のための改良住宅の建設などにより、地区の住環境の整備改善を図る事業です。
重要港湾	国際海上輸送網や国内海上輸送網の拠点となる港湾として政令で定める港湾で、尼崎西宮芦屋港が指定されています。
循環型社会	廃棄物の発生抑制や製品の効率的な再利用などによって、天然資源の消費量が抑えられ、環境への負荷ができる限り低減された社会です。
(尼崎市)商業立地ガイドライン	P参-5「関連計画」参照
消防水利	消火栓、防火水槽、プール、河川、溝、濠、池、海、井戸など、消防の用に供し得る水利施設です。
親水空間	水や川などに気軽に触れることができ親しみを深めることができる水際の空間です。
生産年齢人口	労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口です。
生産緑地地区	P参-8 尼崎市の都市計画の概要」参照
生物多様性	自然生態系において多様な生命が豊かに存在していることです。
ゼロメートル地帯	平均満潮時の海水面より土地の高さが低い地域です。
専門家派遣	まちづくり協議会など、まちづくりに取り組む団体などへの技術的な支援や活動のサポートのため建築士などの専門家を派遣する制度です。
総合的な治水対策	河川の氾濫などの水害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるため、河川や下水をスムーズに流す対策に加え、水を貯める施設や雨水が染み込む施設を置くなど、雨水を一時的に蓄える対策のほか、浸水に関する情報提供や浸水被害の軽減のための体制整備など、事前に備える総合的な対策です。
第1線防潮ライン	津波が起こった場合、津波被害を減らすために整備している防潮堤などのことです。
耐震性緊急貯水槽	災害時に水を貯めておくことができるタンクを兼ねた水道管のことで、通常は新鮮な水道水が流れていますが、地震などがおこると貯水槽と配水管が弁で遮断され、貯水槽内の水が飲料水として確保されます。
多重性	いくつかの代替案や代替措置をあらかじめ準備しておく考え方です。
地形地物	土地の地形や道路、建築物、河川、植生などの地物の総称です。
治水機能	河川の氾濫などによる水害を防ぐための機能です。
昼間人口	昼間に従業者や通学者を含め、その地に活動している人の人数です。

夕行

参考資料

用語	説明
駐車場整備地区	自動車が混雑する商業地で、駐車場の整備を促進し円滑な道路交通を確保するために指定する地区です。
長寿命化	既存の施設を出来るだけ有効に長く活用する考え方です。
直下型地震	プレート同士がぶつかりあい活断層がずれたり、プレート内で地震断層が発生することで起きる地震です。
低水護岸	堤防内の河川敷が流水や雨あるいは波の作用によって浸食されないよう、河岸にコンクリートブロックや自然石を設置した構造の護岸です。
低炭素社会	地球温暖化問題に対処するため、省エネなどの取組が進み、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が抑えられた社会です。
透水性舗装	雨水が地面に染み込みやすい舗装です。
特殊道路	歩行者や自転車など、自動車以外の交通のために利用される道路です。
都市機能	商業・業務、住宅、工場などによって担われる都市が有する様々な働きやサービスをいいます。
都市基盤	道路や公園、下水道などの施設に、ガス、電気などのエネルギー供給施設、学校や病院などを含めた生活に必要な公共施設の総称です。
都市計画区域	人口など一定の要件を満たし、都市として整備や保全をする必要がある区域を指定するもので、尼崎市は市域全域が都市計画区域になっています。
都市施設	道路、公園、下水道、河川、鉄道など都市活動に必要な基盤的な施設の総称です。
都市防災構造化計画	避難地や避難路など必要な施設を位置づけて、災害に強い構造の都市にするための計画です。その内容は、地域防災計画に盛り込まれています。
土地の高度利用	道路など都市施設が一定整備されており、有効な空地や一定規模以上の敷地を確保することで中高層建築物など階数の高い建築物を建築し、土地を効率的に利用することです。
ナ行 内陸部工業地土地利用 誘導指針	P 参-5「関連計画」参照
南海トラフ巨大地震	日本列島の太平洋沖にある「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震です。
八行 ハザードマップ	自然災害による被害を予測してその被害範囲を示した地図です。
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を営む上での障壁(バリアー)をなくすことです。段差解消など物的なことから、意識上のもや制度的なものの解消も含まれます。
阪神間都市計画区域の 整備、開発及び保全の 方針	P 参-5「関連計画」参照
BCP(事業継続計画)	大規模災害などが発生した場合でも、事業に与える影響をできるだけ小さくし事業を継続、又は早期に復旧させることを目的に予め策定しておく事業計画です。
PDCA サイクル	P(計画)、D(実施及び運用)、C(点検及び是正措置)、A(見直し)のサイクルを回しながら継続的に施策や事業の改善に取り組む仕組みです。

参考資料

用語	説明
ビオトープ	様々な生き物が互いにつながりを持ちながら生息することができる環境を備えた場所を指すものです。
兵庫県版レッドデータブック	兵庫県が絶滅のおそれのある野生生物などをリストアップして、その現状をまとめたものです。
(都市)防火区画	火災による被害を最小限にするため、河川、 <u>幹線道路</u> や緑地、燃えにくい建築物群などにより区画することです。
防災街区整備地区計画	密集市街地において、建替などを通して道路空間を確保しながら、燃えにくい建築物へと変え、火災の延焼を防止し、通行路を確保して地区の防災性を高める地区計画です。
防災拠点	災害時に救援物資の配給、安否情報の確認、避難などの防災の拠点となる場所です。
マ行 まちづくり協議会	地区の住民や地権者などで構成され、その地区のまちづくり課題に取り組むための組織です。
まちづくりルール	まちづくり協議会などの住民団体が主体となって、独自に決めた地区の将来像や方針などを踏まえて、建築物の高さや水路や樹木の維持管理、まちなみの保全などを定めているものです。
密集市街地	道路や公園などが十分に整備されず、木造の建築物が密集し、地震時などの火災発生時に大きな延焼被害が想定される市街地をいいます。
(尼崎市)密集市街地整備・改善方針	P 参-6「関連計画」参照
ヤ行 夜間人口	その地に常に住んでいる(寝泊まりしている)人数です。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。
容積率	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合です。
ラ行 ライフライン	快適な都市生活をおくるために不可欠なもので、生命線となる電気、ガス、水道、通信、輸送などのサービスを供給する施設を指します。
リーディングプロジェクト	目的の実現のために先導的、戦略的に取り組むプロジェクトです。
立体交差化	道路もしくは鉄道を高架化あるいは地下化し、交差部の踏切をなくして立体的に交差させることです。
流域下水道	市町村の枠を越え、2以上の市町村の下水を広域的かつ効率的に排除、処理するものです。
臨港地区	港を管理運営するために定められる地区です。
臨港道路	港湾法によって定められている港湾内あるいは港湾と周辺の公道を結ぶ道路です。
六樋	中世末から近世初期にかけて整備された取水のための樋門(ゲート)で、野間井(富松井)、生島井、武庫井、水堂井、守部井、大島井の6つの水系に農業用水を供給する施設を指します。
ワ行 ワークショップ	計画策定の際など、参加者が自由に意見を出し合うことで各人の思いや考えを共有化する会議の仕組みで、近年、様々な地域のまちづくりで活用されています。

都市計画マスタープラン改定の経緯

今回の都市計画マスタープラン改定にあたって、「尼崎市市民意見聴取プロセス」に基づき、素案の作成段階から、様々な形で広く市民意見を聴取しながら、市民・事業者・学識経験者で構成される「尼崎市都市計画マスタープラン見直し検討委員会」にて議論を重ね、市素案を策定しました。その後、この市素案を公表し、市民意見公募手続きを経て、尼崎市都市計画審議会の答申を受け改定を行いました。

1 改定経緯

は詳細内容について記載あり

実施日	会議等	内容	
平成 24 年 (2012 年)	6~7 月	市民・事業者アンケート	市民 2000 人、事業所 1000 社に実施
	7~9 月	絵画・作文募集	テーマは 20 年後の尼崎:911 作品応募
	7 月 3 日	第 1 回見直し検討委員会	・尼崎市の都市計画の概略 ・本計画の位置づけと役割、改定の趣旨
	9 月 11 日	第 2 回見直し検討委員会	・計画の構成、都市づくりの現況と課題について ・市民、事業者アンケート調査結果について
	9 月 29 日	第 3 回見直し検討委員会	・市内一円現場視察
	11 月 9 日 ~ 12 月 24 日	素案たたき台の公表、市民 意見募集、地区別説明会	
	10 月 27 日	第 4 回見直し検討委員会	・現行計画評価について ・素案たたき台について
	11 月	絵画・作文展示	
平成 25 年 (2013 年)	12 月 4 日	第 5 回見直し検討委員会	・基本方針、都市構造について ・都市整備方針(土地利用)について
	1 月 24 日	第 6 回見直し検討委員会	・都市整備方針(土地利用以外)について ・都市づくりの推進について
	2 月 5 日	都市計画シンポジウム	まちづくりの基調講演、パネルディスカッション
	2 月 ~ 6 月	出前講座などの実施	・都市計画マスタープラン素案たたき台について
	2 月	絵画・作文展示	
	3 月 1 日	第 7 回見直し検討委員会	・全体構想、まちづくりの推進について
	3 月 11 日	土地利用委員会・幹事会	・全体構想について(中間報告)
	4 月 12 日		
	4 月 17 日	第 8 回見直し検討委員会	・地域別構想(その1)について
	5 月 27 日	第 9 回見直し検討委員会	・計画の構成について ・地域別構想(その2)について
	6 月 24 日	第 10 回見直し検討委員会	・素案について
	7 月 19 日	土地利用委員会・幹事会	・素案について
	8 月 27 日	都市計画審議会(諮問)	・素案について
	9 月 10 日 ~ 9 月 30 日	素案の公表、市民意見募集	・素案の公表 ・パブリックコメント
	9 月 28 日	都市計画審議会(審議)	・素案について ・前回審議会の意見と対応
10 月 21 日	第 11 回見直し検討委員会	・パブリックコメント募集意見について	
11 月 7 日	土地利用委員会・幹事会	・答申案について	
11 月 25 日	都市計画審議会(審議)	・答申案について ・前回審議会、パブリックコメントの意見と対応	
平成 26 年 (2014 年)	2 月 4 日	都市計画審議会(答申)	
	2 月 24 日	第 12 回見直し検討委員会	・改定について ・今後のまちづくりの進め方について
	3 月 11 日 ~ 3 月 31 日	パブリックコメント結果公表	
	3 月	改定	

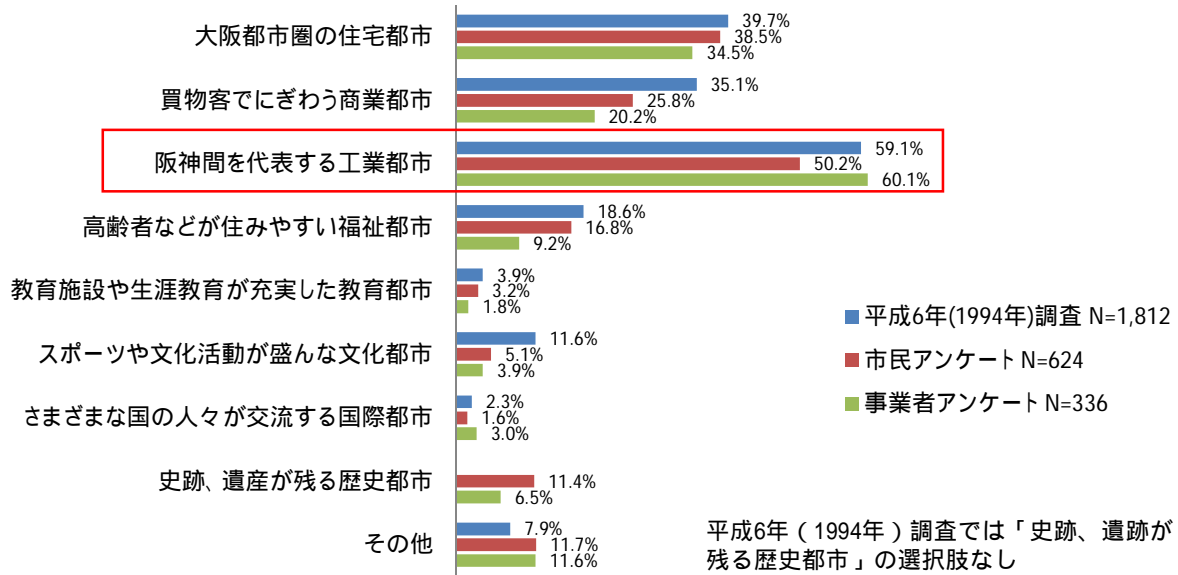
参考資料

2 市民・事業者アンケート

市民2,000人、事業所1,000社に対し、現在の都市イメージや望ましい都市像などについてアンケートを実施しました。回収率は33.3%（市民32.3%、事業所35.4%）でした。主な結果は次のとおりです。

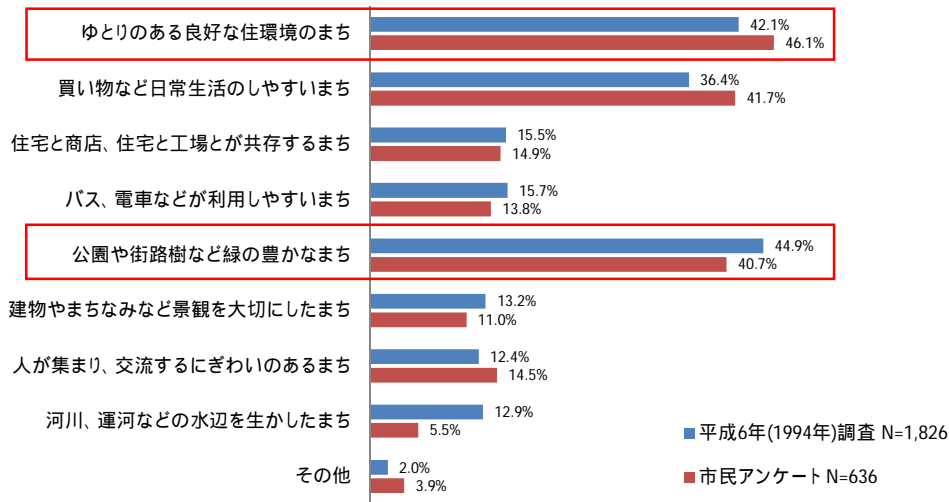
尼崎市の都市イメージ（2つまで選択可）

「工業都市」のイメージが強いですが、やや低下傾向がみられます。



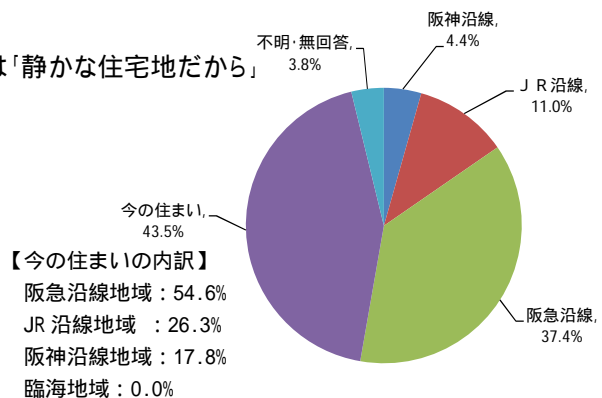
尼崎市の将来の望ましい都市像（2つまで選択可）

前回の平成6年（1994年）調査では緑の豊かさが1位でしたが、今回は良好な住環境が1位となっています。



市内で住みたいと思う地域

「阪急沿線地域」が比較的多く、その選択理由は「静かな住宅地だから」となっています。

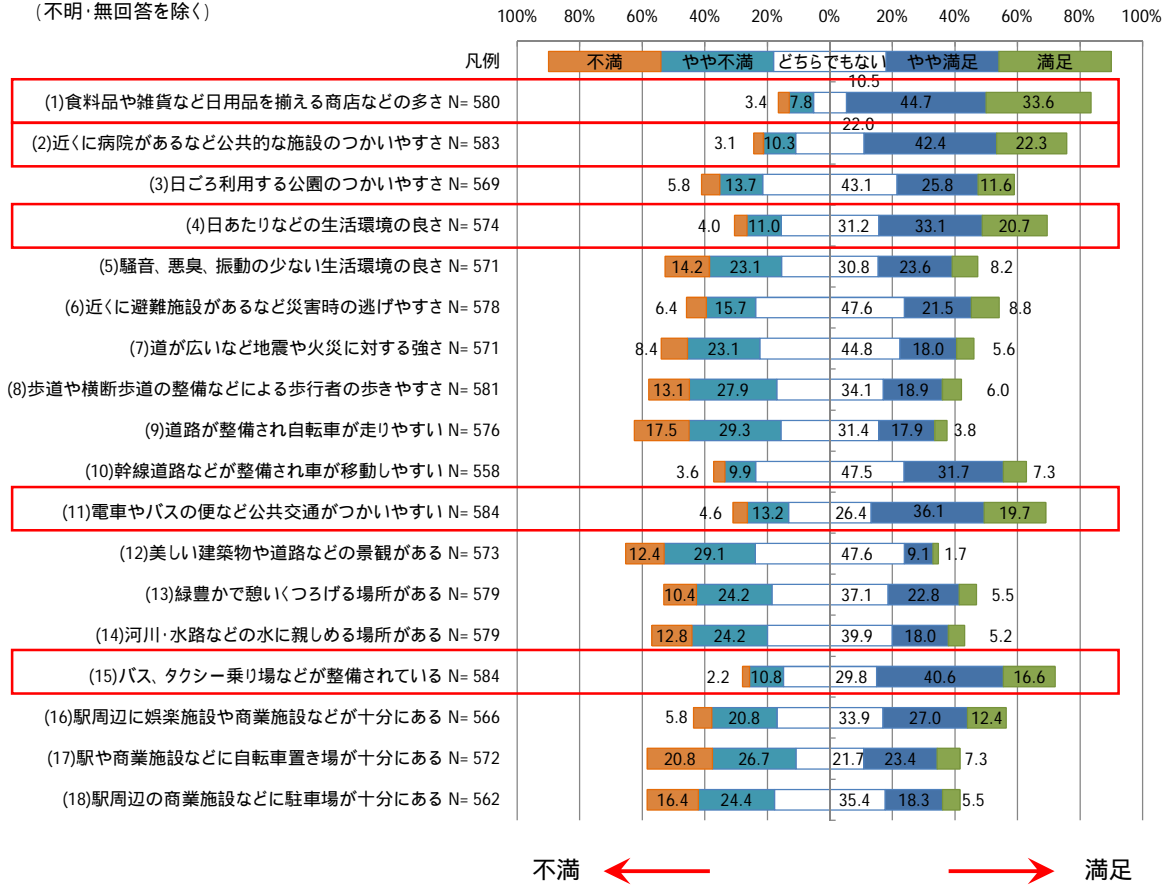


参考資料

現在の満足度(市民アンケート)

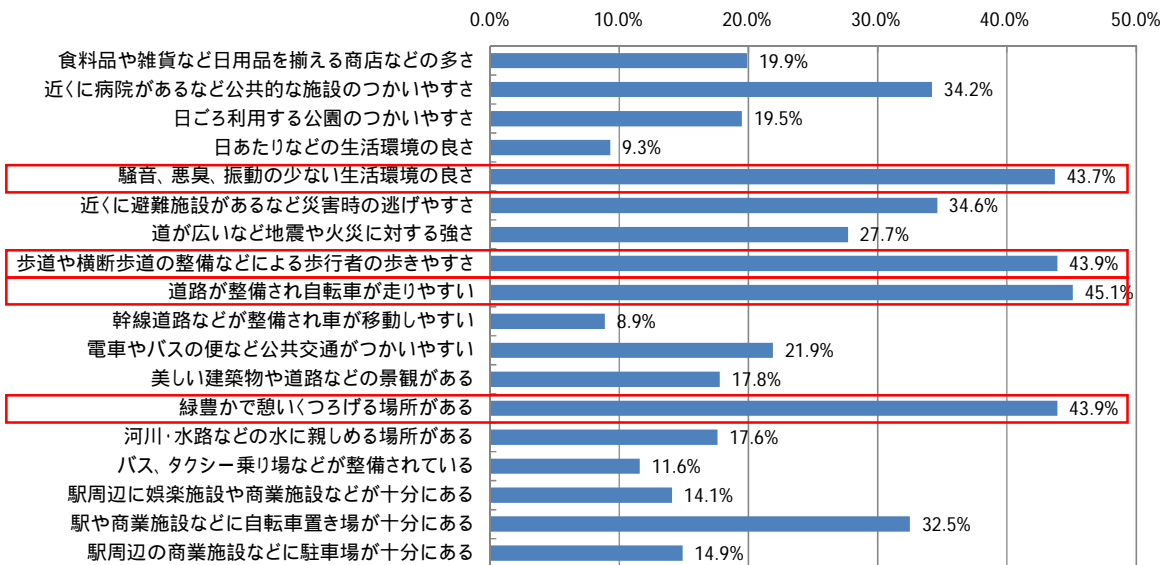
「買い物環境」、「病院」、「生活環境」、「公共交通」の満足度が高くなっています。

(不明・無回答を除く)



今後、特に力を入れる項目(市民アンケート)

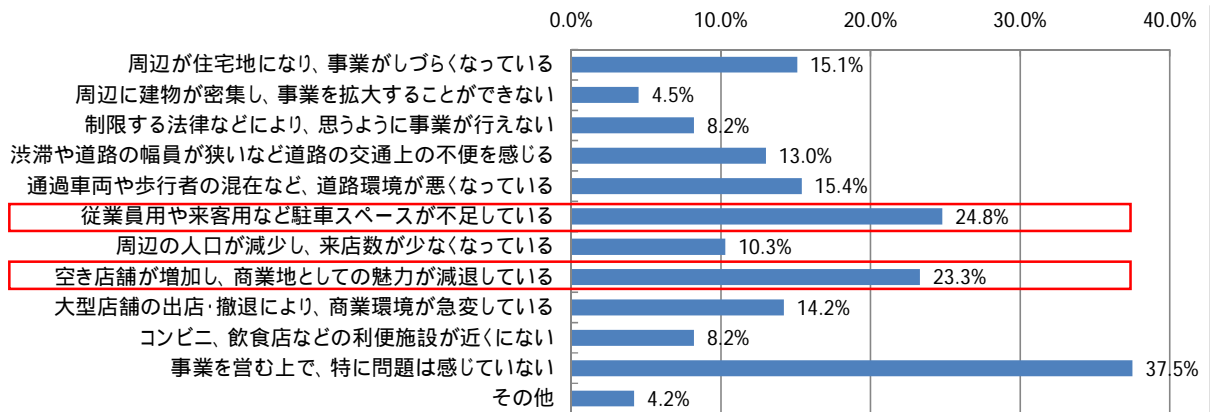
「歩道」、「道路」、「生活環境」、「緑の豊かさ」の充実が求められています。



参考資料

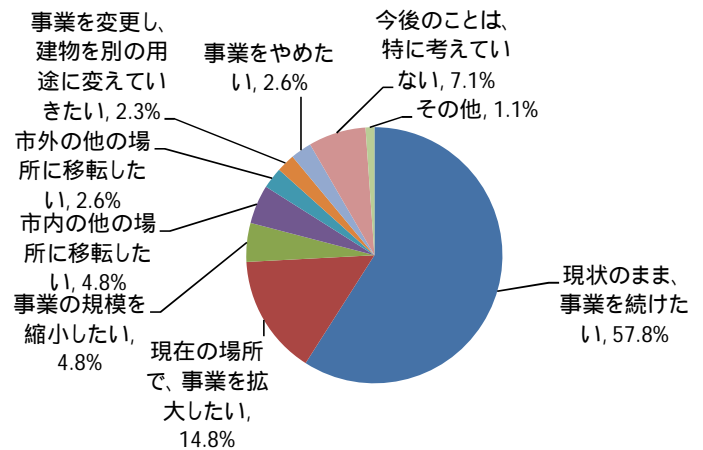
事業を営むにあたって問題と感じていること

「駐車スペース不足」と「商業地の魅力衰退」を問題として感じています。



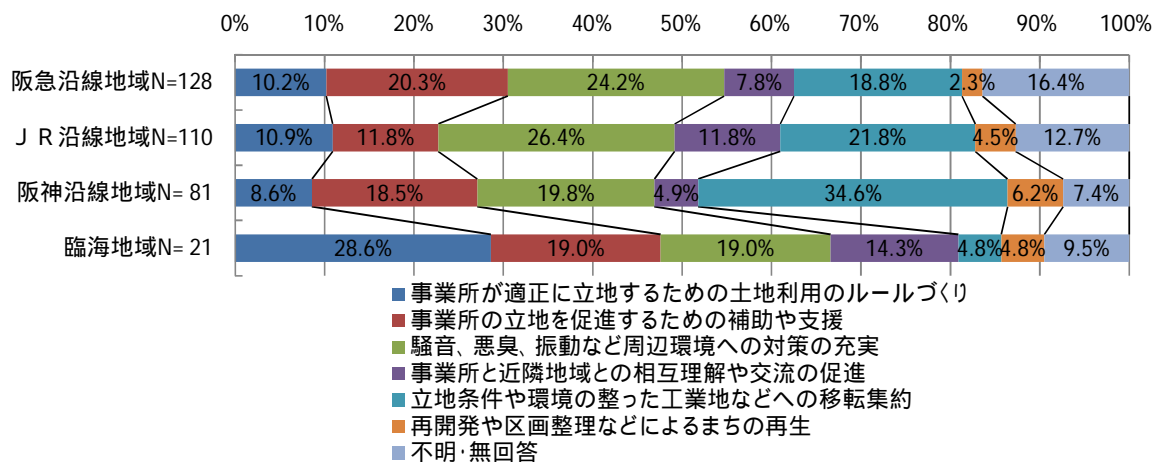
現在地での今後の事業展開について

事業活動は「現状のまま」が6割ですが、「現在の場所で拡大したい」という意向もあります。



事業所と地域との共存を図るために必要なこと

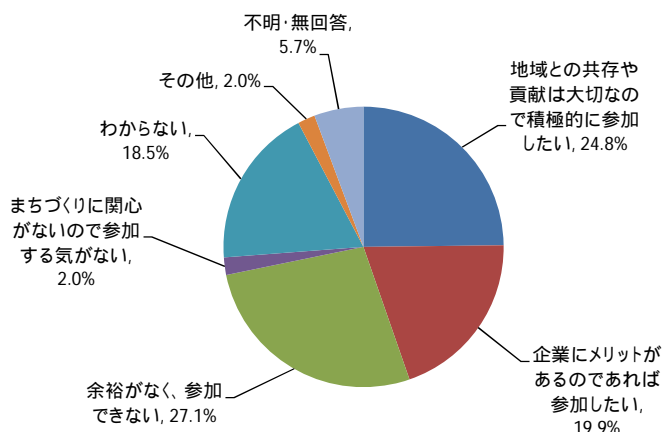
「騒音、悪臭、振動など周辺環境への対策の充実」といった環境対策と「立地条件や環境の整った工業地などへの移転集約」に意見が集まっています。



参考資料

協働の取組やまちづくりへの参加意向

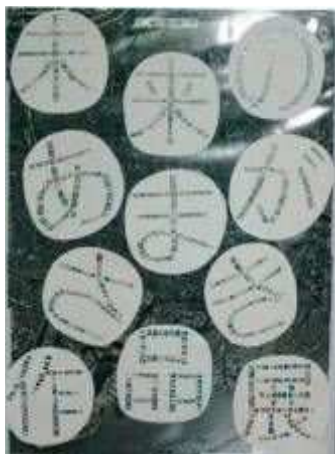
「余裕がなく、参加できない」が最も多いものの「地域との共存や貢献は大切なので積極的に参加したい」、「企業にメリットがあるなら参加したい」を合わせると半数近くが参加意向を示しています。



3 未来のあまがさき絵画・作文の募集（平成 25 年(2013 年)2 月）

都市計画マスタープラン改定にあたって、将来を担う子どもたちの考え方や視点を把握し、見直し検討に役立てるとともに子どもたちのまちづくりに対する関心を高めるため、小学 3 年生～中学 3 年生を対象に未来のあまがさき絵画・作文の募集を行いました。「20 年後のあまがさき～わたしたちが住みたい、働きたいまち～」というテーマで、911 件(絵画 644 件、作文 267 件)の応募があり、平成 24 年(2012 年)11 月と平成 25 年(2013 年)2 月に展示を行いました。

展示の様子



4 都市計画シンポジウム（平成 25 年(2013 年)2 月 5 日）

市民のまちづくりに対する関心を高めるため、まちづくりに関する基調講演と本市における協働のまちづくりを推進するための方策などについてのパネルディスカッションを行いました。また、都市計画マスタープランの見直しについて説明を行い、望ましい都市像などについて来場者アンケートを実施しました。(参加者 110 人)

尼崎市都市計画シンポジウムの様子



参考資料

5 説明会の開催と意見募集

(1)素案たたき台（平成24年(2012年)11月9日～12月24日）

素案たたき台について地区別説明会を開催し、意見募集しましたが、意見はありませんでした。その後、素案策定までの間に商工会議所やまちづくり団体、社会福祉協議会などに対し説明を行い、個別に意見の聴取を行いました。

(2)素案（平成25年(2013年)9月10日～9月30日）

素案について地区別説明会を開催し、意見募集したところ、10人の方から54件の意見をいただきました。

6 都市計画マスタープラン見直し検討委員会委員名簿

（敬称略・50音順）

氏名	選出団体役職名等
勇 正一郎	公募市民
井原 勝	株式会社ティー・エム・オー尼崎
上田 つた子	公募市民
岡 絵理子	関西大学准教授（建築学科）
澤木 昌典	大阪大学大学院教授（工学研究科）
内藤 吉子	協同組合 尼崎工業会
松本 啓二	営農振興会

委員長 副委員長

7 都市計画審議会への諮問

尼崎市諮問第4号
平成25年8月27日

尼崎市都市計画審議会
会長 福島 徹 様

尼崎市 長
稲村 和美



尼崎市都市計画マスタープランの改定について（諮問）

尼崎市都市計画マスタープランは、平成9年に、都市計画法第18条の2の規定に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として、当時の「尼崎市総合基本計画」及び「阪神間都市計画市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に即して、実現すべき都市の将来像を示し、土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針として策定しました。

これまでの間、本市では本計画に基づき、緑遊新都心・臨海西部における土地区画整理事業や駅前の市街地再開発事業などの市街地開発事業のほか、道路・公園などの都市基盤の整備や、地区計画の策定などによる地区まちづくりの推進に取り組んできました。

しかしながら、本計画策定後16年が経過し、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、地球環境問題の高まり、地方分権の進展や市民参加の拡大など本市を取り巻く状況は大きく変化しており、こうした時代の変化に対応する必要があります。

また、新しい「尼崎市総合計画」が平成24年に策定されたほか、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえた計画への見直しが必要となっています。

このような状況を踏まえ、(1)人口減少・少子高齢社会への対応、(2)都市施設や建築物ストックの活用、(3)環境への配慮、(4)災害に強い都市づくり、(5)地域主体のまちづくりの推進の5つの視点から、尼崎市都市計画マスタープランを改定しようとするものです。

この改定にあたり、貴審議会に諮問します。

以上

8 都市計画審議会からの答申

尼 都 審 第 4 号
平成 26 年 2 月 4 日

尼 崎 市 長
稲 村 和 美 様

尼崎市都市計画審議会
会長 福島 徹



尼崎市都市計画マスタープランの改定について（答申）

平成 25 年 8 月 27 日付尼崎市諮問第 4 号で諮問のありました尼崎市都市計画マスタープランの改定について、慎重に審議を行った結果、別添「尼崎市都市計画マスタープラン」のとおり答申します。

以 上

尼崎市

都市計画マスタープラン

～笑顔いっぱいのまちをめざして～